

豊川市生活交通ネットワーク計画

平成 2 3 年 6 月

豊 川 市

目 次

1 . 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	1
2 . 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	4
3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者	6
4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	17
5 . 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要	21
6 . 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧	21
7 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	22
8 . 車両の取得に係る目的・必要性	24
9 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果	24
10 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者 及びその負担額	24
11 . 協議会の開催状況と主な議論	25
12 . 利用者等の意見の反映	26
13 . 協議会メンバーの構成員	27

1 . 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1 - 1 . 背景と目的

豊川市の公共交通は、鉄道4路線19駅、民間バス路線2路線、市委託バス路線4路線が担っています。

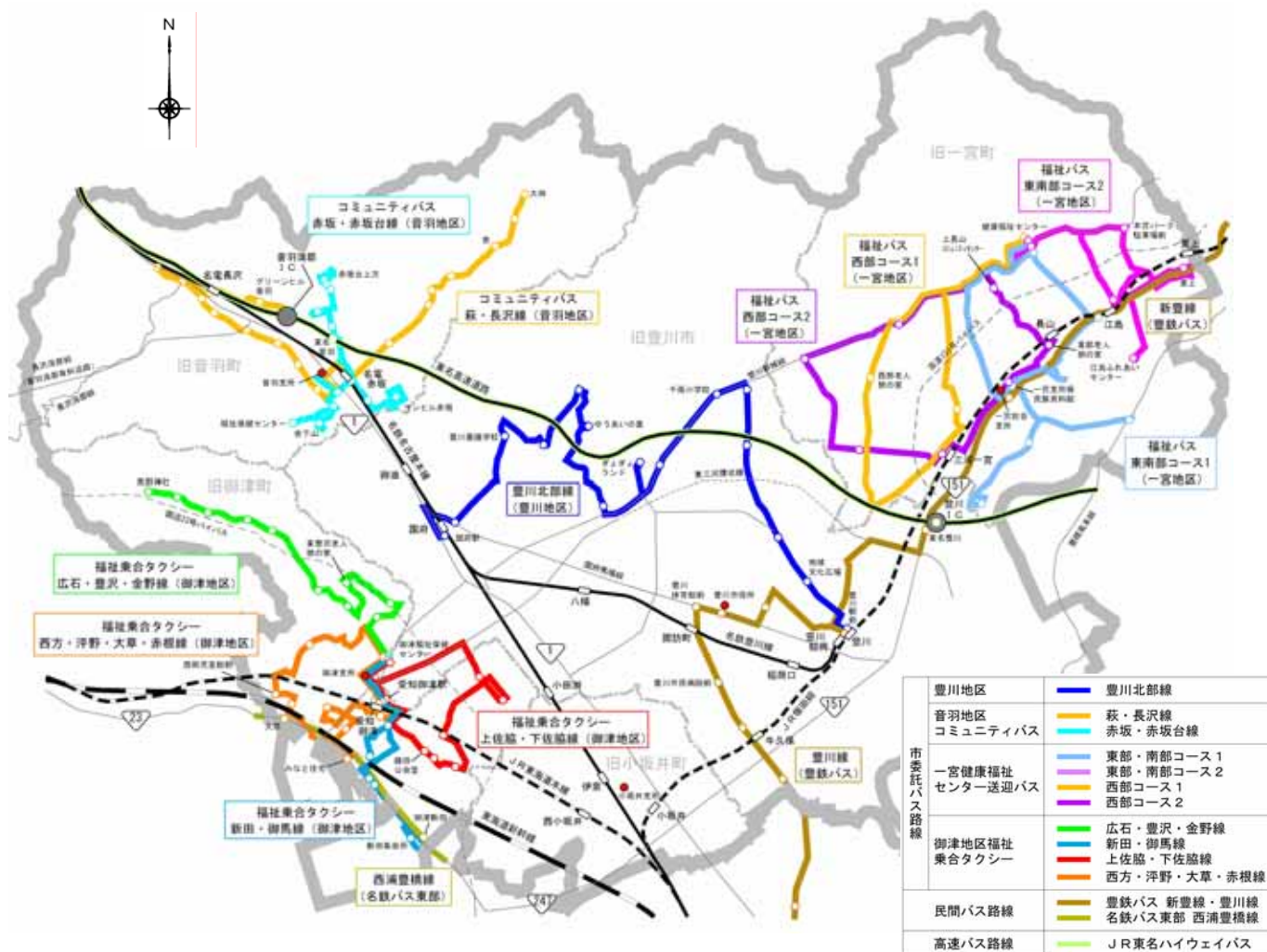
これらのうち、鉄道と民間バス路線は、市外とも結ばれる広域的なアクセス交通としての役割を担っており、市委託バス路線は市内の移動の足としての役割を担っています。

豊川市は旧4町との合併により市域が広くなりましたが、市内のバス路線については合併前の状態のまま運行しています。

その一方で、次頁に示すように、市民の移動ニーズは主に市の中心部にありますが、市の中心部から離れた地区ほど自家用車に依存せざるを得ない状況にあり、市内の移動の足としての役割を十分果たしていない状況です。

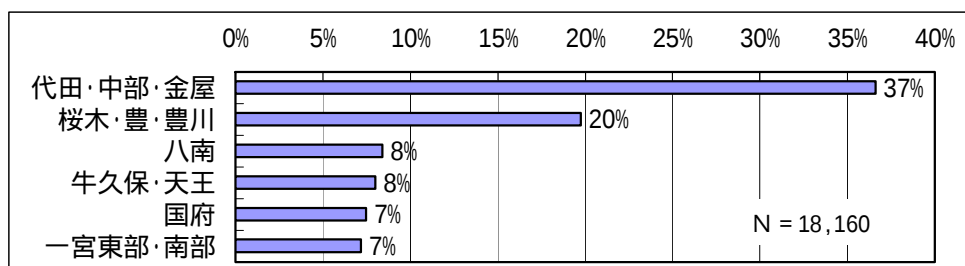
また、バス利用者の減少によって、行政負担が増加している状況です。

このため、豊川市では現在の市委託バス路線を再編し、本格的な高齢化社会の到来に備えて、目的や需要に応じた効率的な路線への見直しを行い、市域を一体化するために、地域公共交通確保維持改善事業に取り組みます。



現在のバス路線図

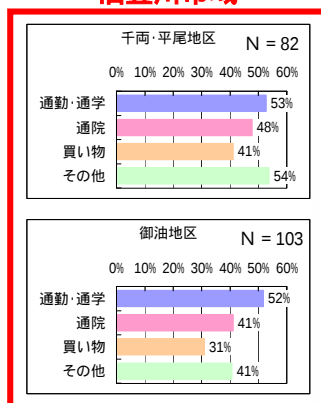
行きたい施設がある地区の回答割合の上位



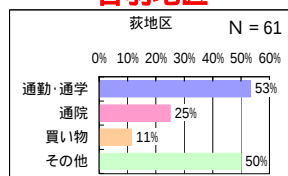
資料：平成 21 年度 公共交通に関するアンケート調査結果より

公共交通を利用していない人が公共交通以外の交通手段を選ぶ理由として
「他に交通手段がない」と答えた割合（目的別）

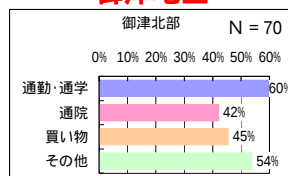
中心部と隣接しない
旧豊川市域



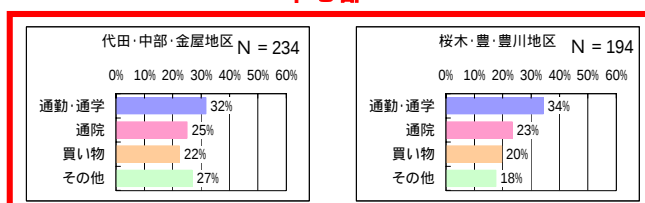
音羽地区



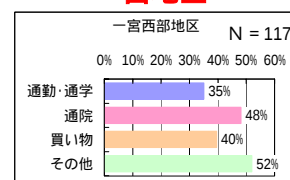
御津地区



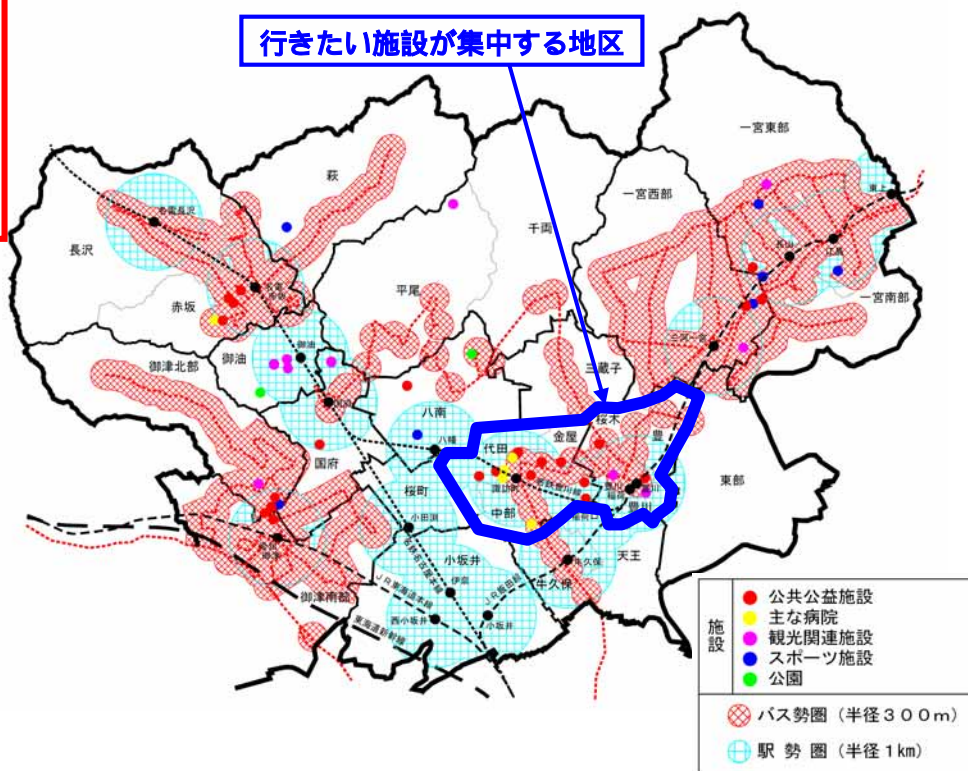
中心部



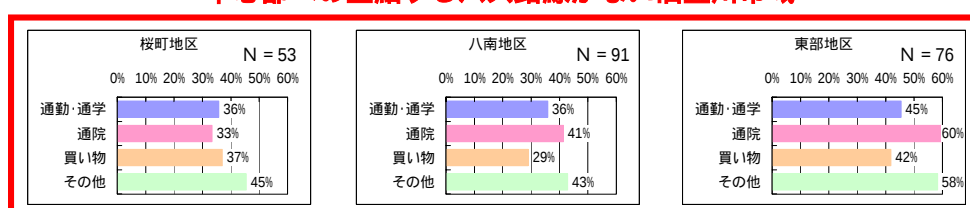
一宮地区



行きたい施設が集中する地区



中心部への直結するバス路線がない旧豊川市域

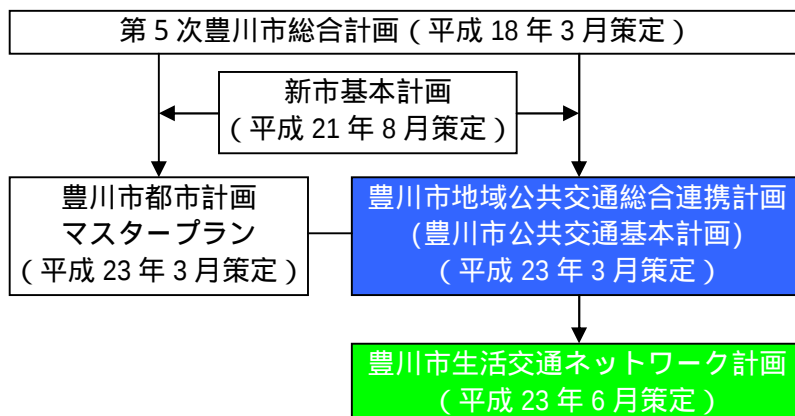


資料：平成 21 年度 公共交通に関するアンケート調査結果より

1 - 2 . 必要性

豊川市では、平成 23 年 3 月に、市域全体の公共交通の基本的なあり方を定める「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」を策定しました。

上記の計画は、平成 23 年度～平成 32 年度の 10 年間を計画期間とし、当初の 3 年間（平成 23 年度～平成 25 年度）を短期事業期間としています。



短期事業期間には、以下の 11 の項目について具体的な取り組みを行うこととしており、新設バス路線による運行を平成 23 年 10 月 1 日から開始することを予定しています。

これら生活交通の確保を総合的な施策により確実に実行し、かつ継続していくため、生活交通ネットワーク計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む必要があります。

バス交通関連事業	利用促進関連事業
(1) 基幹路線の新設 (2) 地域路線の新設 (3) 交通結節点の整備	(4) バリアフリー対応車両の導入 (5) バス停の待合環境改善 (6) 新たな料金体系制度の導入 (7) 新たな料金支払い方式の導入 (8) 公共交通案内の充実 (9) 周知・広報活動の実施 (10) 利用促進活動の実施 (11) 事業評価

1 - 3 . 計画期間

地域公共交通確保維持改善事業の補助対象期間との整合性を考慮して、平成 23 年 10 月～平成 26 年 9 月の 3 年間とします。

2 . 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

2 - 1 . 事業の目標

「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」で掲げた将来像、基本方針、目標の実現に向けて取り組みます。

（１）将来像

市域全体を一体化し、みんなで支える公共交通ネットワークづくり

（２）基本方針

市域全体の一体性を高める路線と地域に合った路線を、それぞれの役割に応じたサービスで導入

公共交通の利便性を高め、移動制約者が移動しやすい交通体系

行政、交通事業者、市民・地域・利用者が、それぞれの役割により協働で公共交通を支える仕組みづくり

定期的な公共交通の評価の実施、継続的な路線の見直し・改善

（３）基本目標

鉄道や民間バス路線と連携し、各路線の役割分担を明確にして公共交通ネットワークをつくります

人口や施設の分布状況により、市域をいくつかのエリアに分けて路線をつくります

市民の移動ニーズやまちの活性化など、目的に合った路線とします

地域特性や需要に応じた交通システムを採用します

利用しやすい料金体系にします

地域で必要な路線の運行確保は、地域主体とします

公共交通利用促進に繋がる様々な取り組みを行います

（４）数値目標

将来像、基本方針、基本目標を具体化するための目標は、「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」で掲げた目標を踏まえて、次のように設定します。

目 標		現状 (基準年)	数 値 目 標
目標 1	市内を運行するバス路線 の利用者数の増加	49,807 人/年 (H21 実績)	9 万人/年
目標 2	公共交通の利便性の市民満足度の向上	42.9% (H21 実績)	48%
目標 3	地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数の増加	0 地域 (H21 実績)	4 地域
目標 4	市内を運行するバス路線の収支率の向上	14.8% (H21 実績)	13%

「市内を運行するバス路線」については、市内と市外を結ぶバス路線は除きます。

< 地域が主体となって確保する地域路線の数値目標 >

6 頁に後述する地域が主体となって確保する地域路線については、収支率の目標を次のとおりとします。

- 収支率の目標：15%（地域一律）

2 - 2 . 事業の効果

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待されます。

- ・ 豊川駅、国府駅、諏訪地区を交通結節点とする市域を一体化するネットワークの構成により、市の中心部へのアクセス利便性の向上
- ・ 公共交通の満足度の向上による公共交通の利用者数の増加
- ・ 地域主体で取り組む路線の増加による公共交通の利用意識の向上
- ・ 市の面積に占めるバス利用勢圏のカバー率の向上
- ・ 効率的な運行により、適切なサービス水準で持続性のある生活交通の確保

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

3 - 1 . 生活交通ネットワークの構築に向けた路線の役割分担と位置づけ

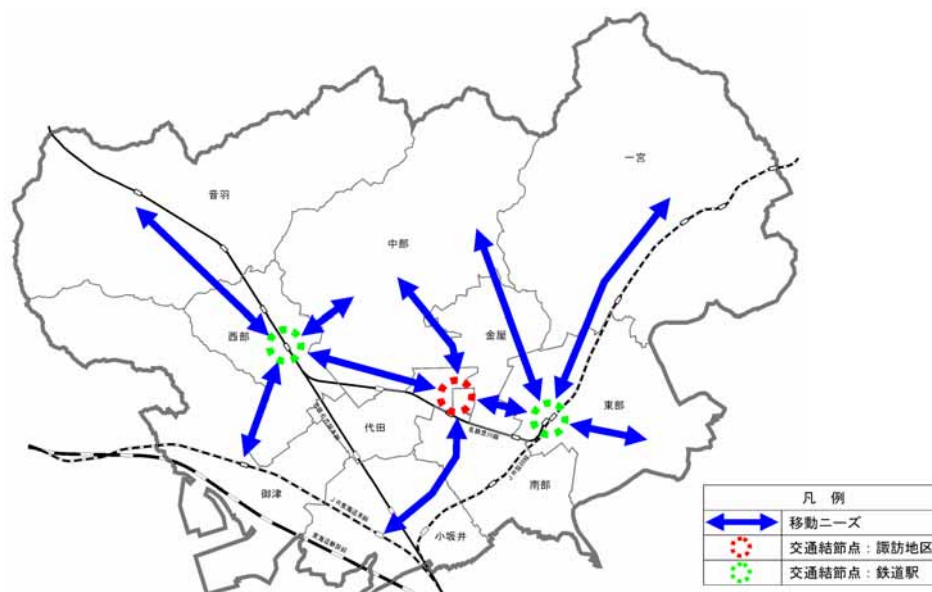
交通結節点を軸にしながら、路線の役割を広域路線、基幹路線、地域路線に区分します。このうち、市内の生活交通ネットワークの運行系統として、基幹路線と地域路線を位置づけます。

区分	役 割	対 象
広域路線	市内と市外を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担う路線。 鉄道と民間バス事業者が主体となって運行。	・ＪＲ東海道本線・飯田線 ・名鉄名古屋本線・豊川線 ・豊鉄バス新豊線 ・名鉄バス東部西浦豊橋線
基幹路線	地域の拠点を相互に連絡する役割を担い、市内の交通結節点と主要施設を結ぶほか、広域路線への接続を担うバス路線。 行政や交通事業者が主体となって確保。	・行政が検討
地域路線	小中学校区のエリア程度の地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点への接続を担うバス路線。 地域が主体となって確保。	・地域においてそれぞれの地域が検討
交通結節点	異なる公共交通手段や路線の乗換えのための役割を担う場所。 行政と交通事業者などが協力して、乗換え空間を確保。	・市役所や各支所付近 ・市街地の主要施設 ・主要な鉄道駅

3 - 2 . 生活交通ネットワークの骨格

(1) 基幹路線

通院目的や買物目的の移動ニーズに合わせて、下図の骨格に応じたルートを基幹路線として新規に設定します。交通結節点は名鉄国府駅、諏訪地区、ＪＲ豊川駅の３箇所とします。



(2) 地域路線

合併前の旧町の地区で運行されている路線を、地域路線として再編します。

地域路線は、各地区で立ち上げた運営協議会が主体となって検討を行い、新規に路線を設定します。なお、事業の数値目標である「地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数の増加」に向けて、継続的に取り組みます。



3 - 3 . 運行系統の概要

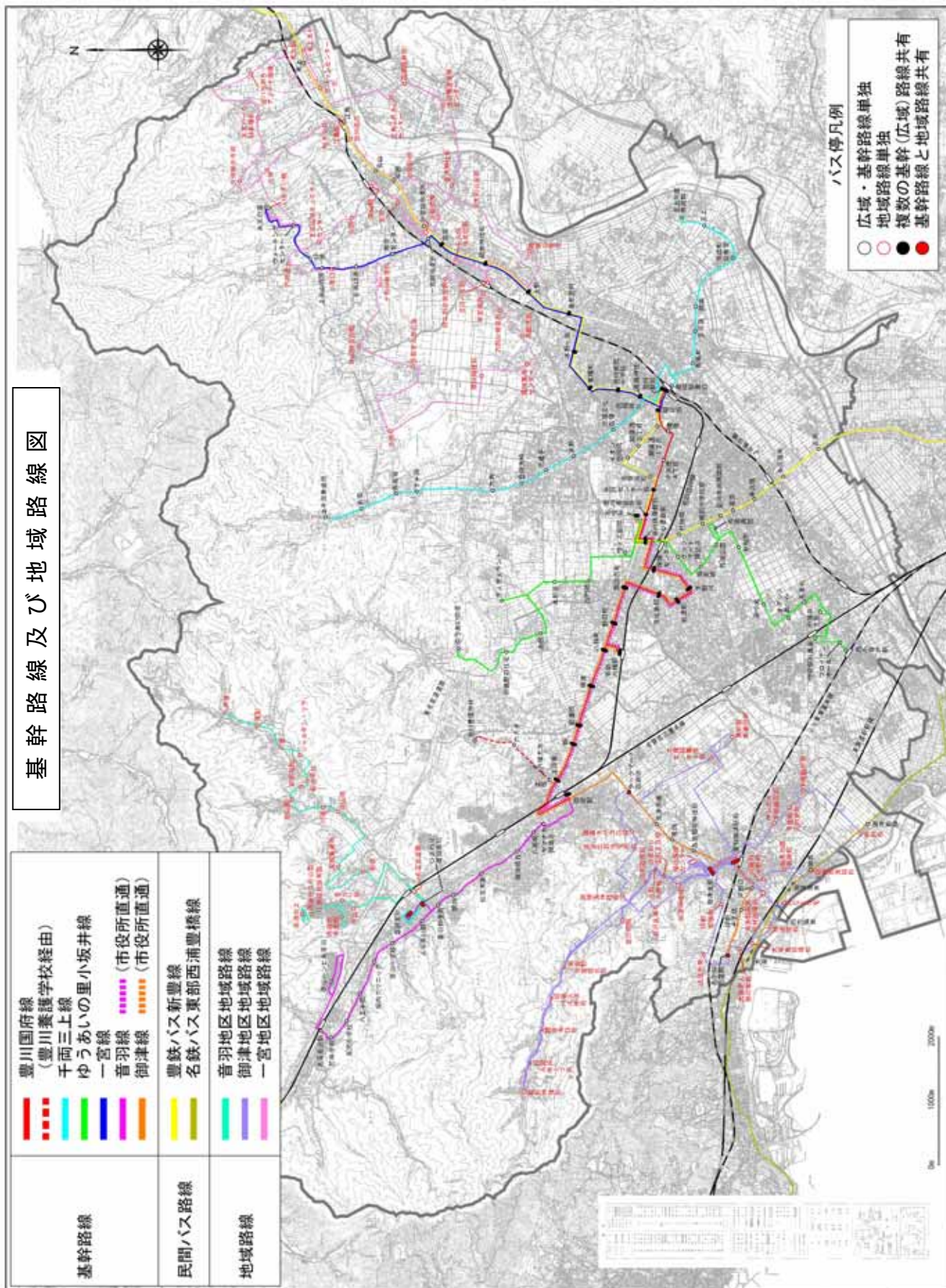
(1) 運行路線

生活交通ネットワークの骨格や現在の運行路線を踏まえて、次のように新規に路線を設定し、運行を行います。(路線図は次頁参照)

	路線名	概 要
基幹路線	豊川国府線	・ 名鉄国府駅、諏訪地区、ＪＲ豊川駅の３箇所の交通結節点を結び、広域路線や基幹路線と接続します。
	千両三上線	・ 千両地区や三上地区と交通結節点のＪＲ豊川駅を結びます。
	ゆうあいの里 小坂井線	・ ゆうあいの里、ぎょぎょランド、市民病院の主要施設や小坂井地区と交通結節点の諏訪地区を結びます。
	一宮線	・ 一宮地区と交通結節点のＪＲ豊川駅を結びます。
	音羽線	・ 音羽地区と交通結節点の名鉄国府駅を結びます。 ・ 市役所との直通便も運行します。
	御津線	・ 御津地区と交通結節点の名鉄国府駅を結びます。 ・ 市役所との直通便も運行します。
地域路線	音羽地区地域路線	・ 現在の音羽地区コミュニティバスを再編し、音羽地区内を運行して基幹路線の音羽線と接続します。
	御津地区地域路線	・ 現在の御津地区福祉乗合タクシーを再編し、御津地区内を運行して基幹路線の御津線と接続します。
	一宮地区地域路線	・ 一宮地区内を運行して、豊鉄バス新豊線や基幹路線の一宮線と接続します。

基幹路線及び地域路線図

基幹路線	豊川国府線 (豊川養護学校経由) 千両三上線 ゆうあいの里小坂井線 一宮線 音羽線 (市役所直通) 御津線 (市役所直通)
民間バス路線	豊鉄バス新豊線 名鉄バス東部西浦豊橋線
地域路線	音羽地区地域路線 御津地区地域路線 一宮地区地域路線



(2) サービス水準

運行時間帯

基幹路線は、通院目的や買物目的の移動時間帯に合わせて、概ね 7 時半以降から 19 時台とします。

地域路線は、各地域の状況に応じた運行時間帯とします。

運行頻度と使用車両

各路線の運行頻度と運行車両は下表のとおり行います。

	路線名		運行本数 (往復)	運行日	使用車両
基幹 路線	豊川国府線		7 本 / 日	毎日	小型バス 1 台
		養護学校経由	3 本 / 日	毎日	
	千両三上線		6 本 / 日	毎日	ジャンボ タクシー 1 台
	ゆうあいの里小坂井線		5.5 本 / 日	毎日	ジャンボ タクシー 1 台
	一宮線		4 本 / 日	毎日	中・大型バス 1 台
	音羽線	国府駅止まり	4 本 / 日	毎日	ジャンボ タクシー 1 台
		市役所直通	4 本 / 日	毎日	
	御津線	国府駅止まり	4 本 / 日	毎日	ジャンボ タクシー 1 台
		市役所直通	4 本 / 日	毎日	
地域 路線	音羽地区 地域路線		8 本 / 日	毎日	ジャンボ タクシー 1 台
	御津地区 地域路線	西コース	1 本 / 日	月～金曜日	ジャンボ タクシー 1 台
		西コース	6 本 / 日	月・水・金曜日	
		東コース	6 本 / 日	火・木・土曜日	
	一宮地区 地域路線		4 本 / 日	火・水・木 土曜日	ジャンボ タクシー 1 台

運行ダイヤ

運行ダイヤは、以下の 1) ～ 3) に示す考えで設定を行い、各路線の運行本数と運行時間帯を踏まえて、次頁に示す運行ダイヤで運行を行います。

- 1) 対象とする利用目的の移動時間帯に合わせるようにします。
- 2) 交通結節点で乗継がしやすいようにします。
- 3) 利用者にとって分かりやすくします。

運行ダイヤ

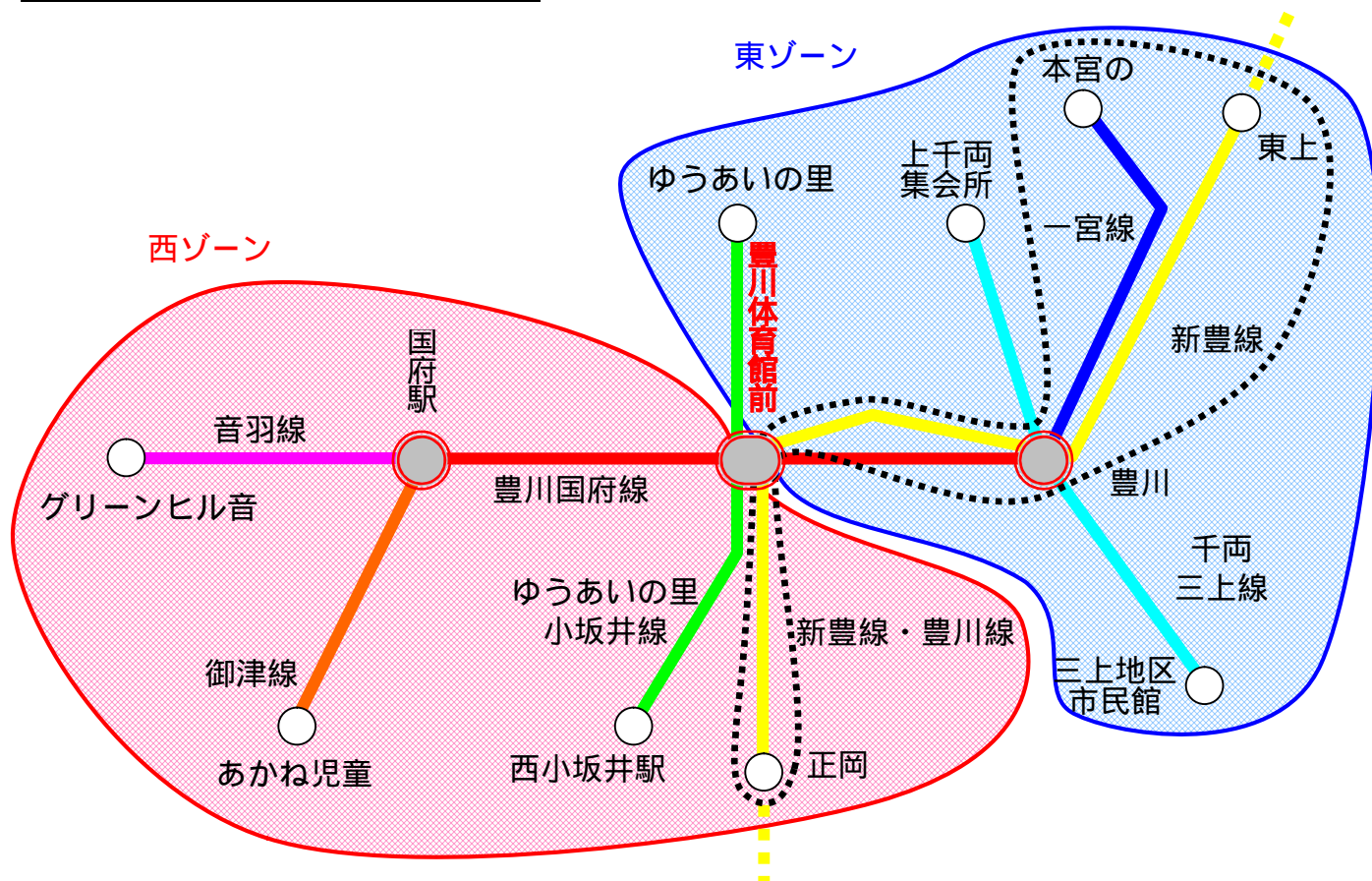
路線名	延長 (km)	所要時間 (分)	運行本数 (本/日)	走行距離 (km/日)
豊川国府線	10.5	40	7	147.0
豊川国府線 [東武学校]	2.7	10	3	16.2
千両三上線	10.9	35	6	130.8
ゆづあいの里 小坂井線	14.5	45	5.5	159.5
一宮線	8.6	25	4	68.8
吉羽線	8.9	30	4	71.2
吉羽線 (市役所直通)	(17.3)	(55)	(4)	138.4
津津線	5.8	20	4	46.4
津津線 (市役所直通)	(14.2)	(45)	(4)	113.6
自治地区 地域路線	11.8	65	8	184.9
津津地区 地域路線 (1西コース)	6.1	15	1	6.1
津津地区 地域路線 (2・3西コース)	20.5	75	6	123.0
津津地区 地域路線 (4・5南コース)	18.0	64	6	108.0
一宮地区 地域路線 (東回り)	19.4	52	4	77.6
一宮地区 地域路線 (西回り)	22.0	58	4	88.0

料金

1) 考え方

市の中心部の「豊川体育館前バス停」をゾーンの境界として2ゾーンに分割します。

料金体系のゾーン分割（2ゾーン）



同一ゾーン内でも、破線内の路線へ乗り継ぐ際は、別途初乗り料金が必要となります。

2) 料金設定

< 基幹路線 >

初乗りは200円とし、ゾーンを跨ぐ場合は100円加算します。

< 地域路線 >

音羽地区地域路線：初乗り200円とします。

御津地区地域路線：初乗り100円とします。

一宮地区地域路線：初乗り100円とします。

3) ゾーン制の適用について

広域路線	豊鉄バス新豊線 ・豊川線	・ゾーン制を適用（ただし、他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車）
	名鉄バス東部 西浦豊橋線	・ゾーン制は適用しない。 ・他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車
基幹路線	一宮線を除く路線	・ゾーン制を適用
	一宮線	・ゾーン制を適用（ただし、他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車）
地域路線	音羽地区地域路線	・西ゾーン内の路線として扱い、ゾーン制を適用
	御津地区地域路線	・基幹路線の御津線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車
	一宮地区地域路線	・基幹路線の一宮線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車

4) その他の料金設定

次の利用者については、記載のとりの料金とします。

- a．未就学児と同伴者1人につき1人まで：無料
- b．小学生：半額（御津地区地域路線では、小学生は通常料金を適用）
- c．身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方と、その付添人1人：半額

3 - 4 . 運行期間

平成23～25年度の3年間は、策定した豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）を踏まえ、短期事業期間として軽微な改善を行いながら、運行を実施します。

基幹路線については、平成24年度は平成25年5月の連休明けに予定される新市民病院の移転計画に合わせた改善を行い、平成25年度は豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）の中長期事業期間に備えた抜本的な改善を行い、平成26年度以降に運行を実施する計画です。

地域路線については、平成23年10月1日に運行開始予定の3地区以外の新たな路線については、運行準備が整い次第、順次運行を開始します。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基幹路線	10月1日 運行開始予定		◎ 5月：新市民病院へ移転	
	● 必要に 応じ改善	● 移転計画に 合わせ改善	● 抜本的に 改善	
地域路線	10月1日 運行開始予定			
	● 必要に 応じ改善	● 必要に 応じ改善	● 必要に 応じ改善	

矢印は生活交通ネットワーク計画としての3ヵ年の運行期間を示します。

3 - 5 . 運行事業者の決定方法

(1) 選定方法

- ・ 公募型の総合評価落札方式

(価格要素と非価格要素により総合的に評価して選定)

(2) 選定者

- ・ 運行事業者選定委員会を設置し、選定委員が評価して選定
- ・ 選定委員は、交通会議の委員から 5 名を選出

(市職員 1 名、地域住民代表 3 名、学識経験者 1 名)

(3) 公募方法

- ・ コミュニティバス運行事業者選定要項を公表し、公募受付
- ・ 公募の単位は、次のとおり 5 つに区分 (路線の名称は仮称)

	基幹路線：2 単位	地域路線：3 単位
区分	豊川国府線	音羽地区地域路線
	千両三上線、音羽線、御津線	御津地区地域路線
	ゆうあいの里小坂井線	一宮地区地域路線

基幹路線の一宮線は公募の対象外としました。詳細は後述「3 - 6」参照

(4) 業務内容

- ・ 豊川市コミュニティバス等運行業務仕様書に基づいて運行

(主な業務：運行開始のための準備、運行の実施、運行実績の報告など)

(5) スケジュール

公募受付開始	平成 2 3 年 5 月 3 0 日 (月)
参加表明書提出期限	平成 2 3 年 6 月 6 日 (月)
質問書提出期限	平成 2 3 年 6 月 6 日 (月)
質問への回答	平成 2 3 年 6 月 9 日 (木)
提案書提出期限	平成 2 3 年 6 月 1 3 日 (月)
運行事業者選定	平成 2 3 年 6 月 日 ()

(6) 選定事業者

	路 線	選定した事業者
基幹路線	豊川国府線	豊鉄バス株式会社
	千両三上線、音羽線、御津線	豊鉄タクシー株式会社
	ゆうあいの里小坂井線	
地域路線	音羽地区地域路線	豊鉄タクシー株式会社
	御津地区地域路線	豊鉄タクシー株式会社
	一宮地区地域路線	豊鉄タクシー株式会社

3 - 6 . 地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

平成23年10月1日から運行開始を目指す路線は、基幹路線 6 路線、地域路線 3 路線です。

地域公共交通確保維持改善事業の活用にあたっては、補助事業の基準への適合性を考慮して、陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下、地域内フィーダー系統と略す。）」を活用することとします。

地域内フィーダー系統を活用するには、6つの補助基準（詳細は次頁参照）の全てを満たす必要がありますが、当該路線での活用にあたってのポイントは「補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統である」ことです。

豊川市内の補助対象地域間幹線系統は「豊鉄バス新豊線・豊川線」であるため、当該路線に接続している系統を対象に考え、下表のとおり基幹路線 5 路線、地域路線 1 路線を地域内フィーダー系統の活用路線とします。

基幹路線の一宮線は、豊鉄バス新豊線・豊川線と約 6 割並走していることから、補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統としては対象外としています。

地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

基幹路線	豊川国府線（豊川養護学校を経由する系統は除く） 千両三上線 ゆうあいの里小坂井線 音羽線（市役所直通系統のみ対象） 御津線（市役所直通系統のみ対象）
地域路線	一宮地区地域路線

各補助基準への適合性の詳細は次頁参照

基幹路線及び地域路線の地域公共交通確保維持事業（地域内フィードバックシステム確保維持関係）への適合性

補助事業の基準	基幹路線							地域路線		
	豊川国府線		一宮線	音羽線		御津線		音羽地区 地域路線	御津地区 地域路線	一宮地区 地域路線
	国府駅～ 豊川駅前	豊川養護 学校経由		国府駅 止まり	市役所 直通	国府駅 止まり	市役所 直通			
イ．道路運送法施行規則第３条の ３に規定する路線定期運行 に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ロ．以下の又は のいずれかの 要件を満たす 補助対象地域間幹線系統の フィードバックシステムである 省略	○ 豊鉄バス 新豊線と 接続	× 豊鉄バス 新豊線と 接続せず	× 豊鉄バス 新豊線と 並走	× 豊鉄バス 新豊線と 接続せず	○ 豊鉄バス 新豊線と 接続	○ 豊鉄バス 新豊線と 接続	○ 豊鉄バス 新豊線と 接続	× 豊鉄バス 新豊線と 接続せず	× 豊鉄バス 新豊線と 接続せず	○ 豊鉄バス 新豊線と 接続
ハ．地域における既存の交通ネッ トワークや生活交通ネット ワーク計画の地域間幹線系 統に係る部分の記載との調 整・整合が図られている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニ．以下の から のいずれかに 該当する 当該補助対象期間中に新た に運行を開始する 省略	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定	○ 10/01 運行開始 予定
ホ．補助対象期間に、当該系統の 運行によって得る経常収益 の見込額が同期間の当該系 統の補助対象経常費用の見 込額に達していない	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 13%	○ 目標 収支率 15%	○ 目標 収支率 15%	○ 目標 収支率 15%
ヘ．補助対象期間の末日（９月 30 日）において引き続き運行さ れる予定のものである	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行	○ H25 まで 実証運行
イ～への全てへの適合性 が必要	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱の「別表 6 地域公共交通確保維持事業（地域内フィードバックシステム確保維持関係）」より抜粋

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

都 道 府 県 (市 区 町 村)	補 助 対 象 事 業 者 名	補 助 対 象 系 統 数	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)
愛知県豊川市	豊鉄バス株式会社	1	
	豊鉄タクシー株式会社	6	

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

＜豊鉄バス株式会社＞

(平成24～26年度)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	豊鉄バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,152,840 千円	営業外収益	883 千円	経常収益(イ)	1,153,723 千円
	営業費用	1,399,402 千円	営業外費用	1,830 千円	経常費用(ロ)	1,401,232 千円
	営業損益	△ 246,562 千円	営業外損益	△ 947 千円	経常損益	△ 247,509 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,339,886.8 km					経常収支率 82.34 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	322円 87銭	338円 59銭	322円 87銭	265円 84銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ)÷チ＝ル	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点		チ	リ	ヌ					
東海	1	豊川国府線	豊川駅前	豊川体育館前	国府駅	366 日	往10.5Km 復10.5Km	(平均) 10.5Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	100%	53,802.0km
合計		系統					往10.5Km 復10.5Km	10.5Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km		53,802.0km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額: フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実 績額) ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ－カ＝ヨ	補助対象経費 の限度額 ワ×9/20＝タ	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほ うの額 レ	レのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの レ×ル＝ソ	補助対象経 費 ツ	補助対象経 費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少 ないほうの額) ラ
東海	1	17,371,051円	円 銭	9,554,078円	7,816,973円	7,816,972円	7,816,972円	7,816,972円	7,816千円	3,908千円		
合計		17,371,051円	円 銭	9,554,078円	7,816,973円	7,816,972円	7,816,972円	7,816,972円	7,816千円	3,908千円	千円	千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	7,816,973円										
合計		7,816,973円	円	円	0 %	円	100 %	円	0 %	円	0 %	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

< 豊鉄タクシー株式会社 >

(平成 24～26 年度)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	豊鉄タクシー株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	39,539 千円	営業外収益	142 千円	経常収益(イ)	39,681 千円
	営業費用	38,752 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ)	38,755 千円
	営業損益	787 千円	営業外損益	139 千円	経常損益	926 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	230,238 km					経常収支率 102.38 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	168円 32銭	338円 59銭	168円 32銭	172円 34銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以 外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点		チ	リ	ヌ	ヌ	ヌ	ヌ		
東海	2	千両 三上線	上千両 集会所	豊川駅 前	三上地 区市民 館	366 日	往10.9Km 復10.9Km	10.9Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	100%	47,872.8km
	3	ゆうあいの里小坂井線	ゆうあいの里	豊川休 育館前	西小坂 井駅	366 日	往14.5Km 復14.5Km	14.5Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	100%	58,377.0km
	4	音羽線	グリーン 音羽	豊川休 育館前	豊川市 役所	366 日	往16.9Km 復17.8Km	17.3Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	100%	50,800.8km
	5	御津線	あかね 児童館	豊川休 育館前	豊川市 役所	366 日	往14.2Km 復14.2Km	14.2Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	100%	41,577.6km
	6	一宮地区 地域路線 東回り	本宮の 湯	一宮総 合支所	本宮の 湯	209 日	往19.4Km 復 -Km	19.4Km	往0.0Km 復 -Km	0.0Km	往0.0Km 復 -Km	0.0Km	100%	16,218.4km
	7	一宮地区 地域路線 西回り	本宮の 湯	一宮総 合支所	本宮の 湯	209 日	往22.0Km 復 -Km	22.0Km	往0.0Km 復 -Km	0.0Km	往0.0Km 復 -Km	0.0Km	100%	18,392.0km
合計		系統					往97.9Km 復57.4Km	98.3Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km		233,238.6km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実 績額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほ うの額	レのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少 ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額: ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ－カ＝ヨ	ワ×9/20＝タ	レ	レ×ル＝ソ	ツ	ツ×1/2＝ネ	ナ	ラ
東海	2	8,057,949円	円 銭	4,431,871円	3,626,078円	3,626,077円	3,626,077円	3,626,077円	3,626千円	1,813.0千円		
	3	9,826,016円	円 銭	5,404,308円	4,421,708円	4,421,707円	4,421,707円	4,421,707円	4,421千円	2,210.5千円		
	4	8,550,790円	円 銭	4,702,934円	3,847,856円	3,847,855円	3,847,855円	3,847,855円	3,847千円	1,923.5千円		
	5	6,998,341円	円 銭	3,849,087円	3,149,254円	3,149,253円	3,149,253円	3,149,253円	3,149千円	1,574.5千円		
	6	2,729,881円	円 銭	1,501,434円	1,228,447円	1,228,446円	1,228,446円	1,228,446円	1,228千円	614.0千円		
	7	3,095,741円	円 銭	1,702,657円	1,393,084円	1,393,083円	1,393,083円	1,393,083円	1,393千円	696.5千円		
合計		39,258,718円	円 銭	21,592,291円	17,666,427円	17,666,421円	17,666,421円	17,666,421円	17,664千円	8,832.0千円	千円	千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		『その他の 者』の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	2	3,626,078円										
	3	4,421,708円										
	4	3,847,856円										
	5	3,149,254円										
	6	1,228,447円										
	7	1,393,084円										
合計		17,666,427円	円	0 %	円	100 %	円	0 %	円	0 %		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者については別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

5 .別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・ 地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

6 .別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・ 地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

< 各系統共通 >

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	愛知県豊川市
------	--------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	74,965
交通不便地域	—

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

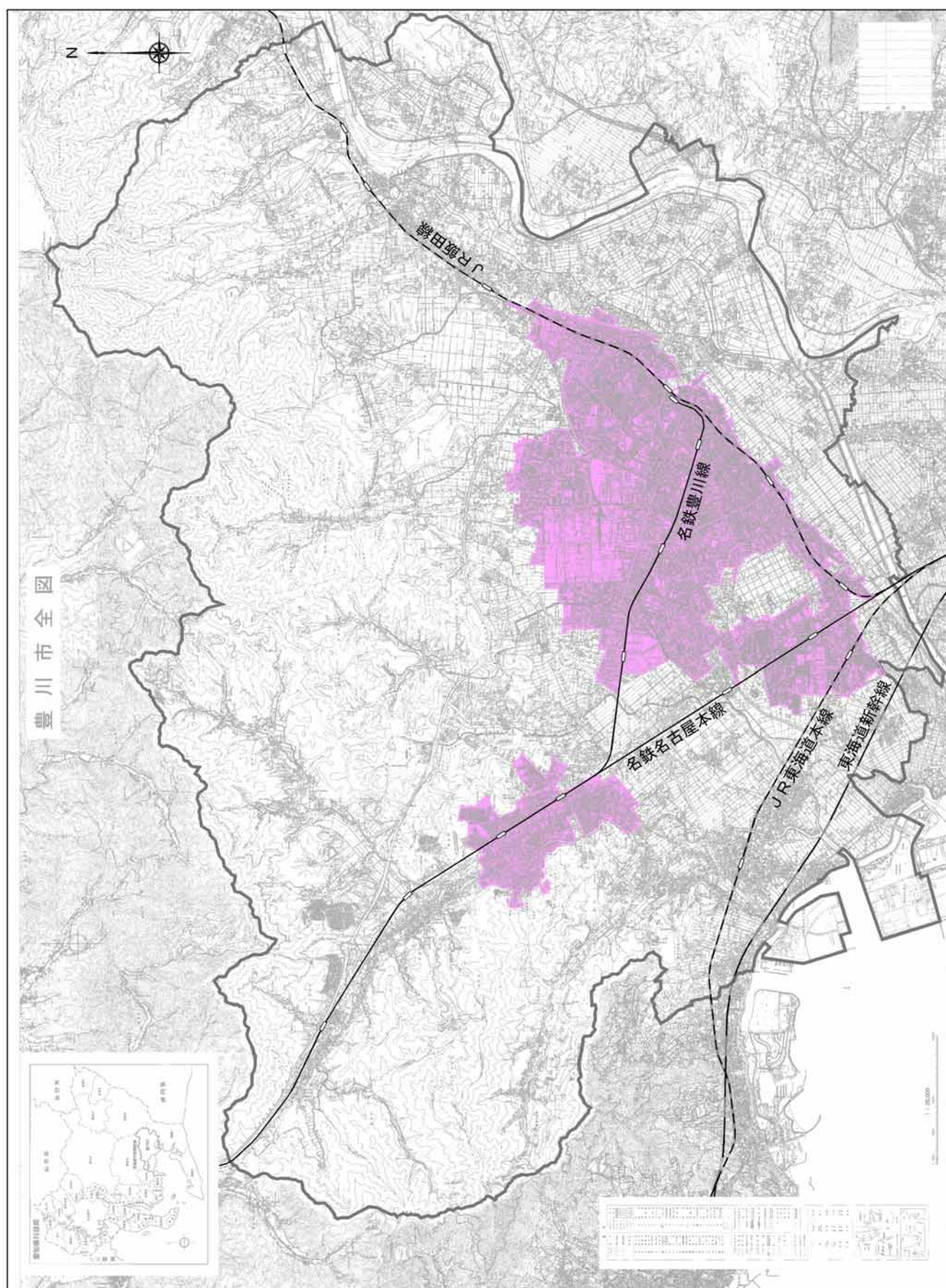
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

人口集中地区



8 . 車両の取得に係る目的・必要性

- ・ 補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

9 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- ・ 補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

10 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・ 補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

11. 協議会の開催状況と主な議論

会議開催日	協議内容
< 第1回会議 > 平成21年 2月13日(金)	・豊川市地域公共交通会議設置要綱について ・会長等の選出について ・会議の進め方について ・豊川市の公共交通の状況について ・豊川市公共交通基本計画の策定について
< 第2回会議 > 平成21年 5月 1日(金)	・平成21年度豊川市公共交通基本計画策定計画の実施予定内容について ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金について
< 第3回会議 > 平成22年 1月25日(月)	・平成21年度豊川市公共交通基本計画(仮称)策定調査業務の調査報告について ・「市の基本的な考え方(案)」について ・住民との「公共交通に関する意見交換会」開催について
< 第4回会議 > 平成22年 3月30日(火)	・「公共交通に関する意見交換会」の報告について ・「市の基本的な考え方」について ・平成22年度豊川市公共交通基本計画(仮称)策定計画事業について ・地域公共交通会議設置要綱等の改正について
< 第5回会議 > 平成22年 7月20日(火)	・豊川市公共交通基本計画策定調査業務委託先選定結果の報告について ・基幹路線(案)について ・平成22年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出予算の補正について
< 第6回会議 > 平成22年10月26日(火)	・小坂井地区住民意向動向調査結果の報告について ・豊川市公共交通基本計画の内容について ・基幹路線における実証運行(案)について ・「バス路線再編に関する説明会」について
< 第7回会議 > 平成23年 1月18日(火)	・地域公共交通総合連携計画について ・実証運行計画にかかる経路案の見直しについて ・地域公共交通総合連携計画策定調査事業の事後評価(案)について
< 第8回会議 > 平成23年 3月23日(水)	・地域公共交通総合連携計画(案)について ・基幹路線の実証運行計画(案)について
< 第9回会議 > 平成23年 5月24日(火)	・基幹路線の実証運行計画(案)について ・運行事業者選定方法について
< 第10回会議 > 平成23年 6月24日(金)	・基幹路線及び地域路線の実証運行計画(案)について ・生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について ・平成23年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出予算書(案)について

12. 利用者等の意見の反映

- (1) 市民の日常的な交通利用実態及び公共交通の潜在需要やニーズを把握するため、公共交通に関するアンケート調査を実施した。
【実施時期】平成21年8月26日発送（郵送回収期限：平成21年9月15日）
【回収率等】回収率31.5%（配布9,667人 回収3,044人）
- (2) 現在の利用者の満足度や改善要望等を把握するため、バス利用者アンケート調査を実施した。
【実施時期】平成21年10月15日配布（郵送回収期限：平成21年11月3日）
【回収率等】回収率46.4%（配布466人 回収216人）
- (3) 住民との「公共交通に関する意見交換会」を中学校区単位で9回開催し、意見や要望を把握した。
【実施時期】平成22年2月3、5、9、12、16、19、22、24、26日
【参加人数】合計140人
- (4) 合併した小坂井地区の住民の日常的な交通利用実態及び公共交通の潜在需要やニーズを把握するため、公共交通に関するアンケート調査を実施した。
【実施時期】平成22年6月30日発送（郵送回収期限：平成22年7月20日）
【回収率等】回収率26.2%（配布3,400人 回収892人）
- (5) 住民との「バス路線再編に関する説明会」を中学校区単位で10回開催し、意見や要望を把握した。
【実施時期】平成22年11月13、14、20、21、28日（各日午前・午後開催）
【参加人数】合計297人
- (6) 住民との「公共交通に関する説明会」を中学校区ごとに分けて6回開催し、意見や要望を把握した。
【実施時期】平成23年2月10、11、12（午前・午後）、19（午前・午後）日
【参加人数】合計157人
- (7) 豊川市地域公共交通総合連携計画（案）に関するパブリックコメントを平成23年2月1日から平成23年3月2日まで行い、12件の意見が寄せられた。

13. 協議会のメンバー構成

平成23年6月

区 分	団体名	役職名	委員名
主宰市	豊川市	市長	山 脇 実
		健康福祉部長	田 口 真 彦
		市民部長	竹 下 一 正
都道府県	愛知県	地域振興部交通対策課主幹	戸 田 智 雄
交通事業者及び 事業者団体	豊鉄バス株式会社	取締役社長	村 松 哲 二
	豊鉄タクシー株式会社	取締役支配人	澤 田 佐智雄
	社団法人愛知県バス協会	専務理事	長 崎 三千男
	愛知県タクシー協会	豊川蒲郡支部理事	鈴 木 榮 一
地域住民・利用者	豊川市連区長会	副会長	黒 寄 洋 右
	一宮地区区長会	会長	小 林 進
	音羽地区	副連区長	渡 辺 晴 美
	御津地区	連区長	大 場 敏 夫
	小坂井地区	副連区長	諸 永 敬 典
	豊川市老人クラブ連合会	会長	鈴 木 至
	(特非)とよかわ子育てネット	代表理事	伊 奈 克 美
	こすもすの会	会長	中 野 瑳紀子
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	西 尾 和 晴
運転者が組織する 団体	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	長 坂 和 俊
道路管理者	中部地方整備局名古屋国道事務所	計画課長	稲 垣 光 正
	愛知県東三河建設事務所	企画調整監	村 田 裕 昭
	豊川市	建設部長	竹 本 和 男
都道府県警察	愛知県豊川警察署	交通課長	栗 名 利 幸
学識経験者	名古屋産業大学	教授	伊豆原 浩 二
	豊橋技術科学大学	教授	廣 畠 康 裕

(前任者)

区 分	団体名・役職名	委員名	備 考
主宰市	豊川市健康福祉部長	本 多 俊 一	第1回会議
	豊川市生活活性部長	天 野 雅 博	第1～4回会議
都道府県	愛知県地域振興部交通対策課長	松 井 圭 介	第5～8回会議
	愛知県地域振興部交通対策課長	宮 崎 秀 嗣	第1～4回会議
交通事業者及び 事業者団体	豊鉄バス株式会社常務取締役	東 田 昭 夫	第1～4回会議
地域住民・利用者	豊川市連区長会副会長	山 田 孝 春	第5～8回会議
	豊川市連区長会会長	井 上 久	第2～4回会議
	豊川市連区長会会長	澁 谷 弘 幸	第1回会議
	豊川市一宮地域審議会委員	伴 正 男	第5～8回会議
	豊川市一宮地域審議会会長	前 田 英 明	第1～4回会議
	豊川市音羽地域振興協議会会長	芝 田 久仁夫	第1～8回会議
	豊川市御津地域振興協議会副会長	山 口 恵 三	第5～8回会議
	豊川市御津地域振興協議会会長	福 田 正 光	第1～4回会議
	豊川市小坂井地区区長会会長	杉 浦 光 彦	第5～8回会議
	豊川市小坂井地区区長会会長	神 谷 洋 右	第4回会議
	豊川市老人クラブ連合会会長	赤 川 静 雄	第1～8回会議
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	小 林 裕 之	第5～8回会議
	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	高 橋 正 旨	第2～4回会議
	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	富 本 茂	第1回会議
	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	多 田 直 樹	第1回会議
運転者が組織する 団体	豊橋鉄道労働組合中央執行委員長	原 田 重 徳	第1～5回会議
道路管理者	中部地方整備局名古屋国道事務所計画課長	内 藤 洋	第1～5回会議
	愛知県東三河建設事務所企画調整監	野 口 知 臣	第2～8回会議
	愛知県東三河建設事務所企画調整監	大 野 富 男	第1回会議
	豊川市建設部長	伊 藤 洋 文	第1～8回会議
都道府県警察	愛知県豊川警察署交通課長	岡 田 直 樹	第2～7回会議
	愛知県豊川警察署交通課長	丸 山 育 男	第1回会議